

介護予防に取り組んでいる住民主体の通いの場へ
最大5万円の補助金を交付します

別府市地域介護予防活動支援事業

■補助対象団体

介護予防のために、住民主体で通いの場等の活動に取り組んでいる団体のうち、次の要件を全て満たす団体

- 別府市内に活動拠点を置く特定非営利活動法人又は任意団体
- 市民5人以上で構成していること（65歳以上の方を過半数含む）
- 年間を通して月に1回以上活動していること

✿ 介護予防のため週1回の活動を推奨します

- 翌年度以降も継続して実施できる見込みがあること
- 過去5年以内に補助金の交付を受けていないこと

■補助金の金額 1団体当たり上限5万円

※1千円未満の端数は切り捨てとなります

■補助金交付の対象となるもの

領収書など支払いの証明ができるもの

備品購入費、講師への謝礼、チラシ作成等に係る印刷代、コピー代、写真現像代、郵送料（はがき、切手等）、会場冷暖房費など

※食材費等、対象外のものもあります。



※上限に達した場合は受付を終了する場合があります

申請手続き等については、裏面をご覧ください

申請の流れ

1 交付申請

❁ やむを得ない事情により、申請した内容を変更する場合や、事業計画を廃止または休止する場合は、別途手続きが必要になりますので、すみやかに高齢者福祉課へご連絡ください。

提出書類

- ①別府市地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号、様式第2号別添）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④誓約書（様式第4号）

市より交付決定

提出書類が目的や活動等の基準を満たしているか審査し、「交付決定（却下）通知書」により通知します。

2 実績報告

❁ 事業終了後、1か月以内（3月の場合は3月31日まで）に提出してください

提出書類

- ①別府市地域介護予防活動支援事業実績報告書（様式第9号）
- ②事業実績書（様式第10号、様式第10号別添）
- ③収支決算書（様式第11号）

市より補助金額の確定

実績内容を審査し、市が交付を認める場合は、「補助金確定通知書」により通知します。

3 交付請求

提出書類

- ①別府市地域介護予防活動支援事業補助金交付請求書（様式第13号）

市より支払い